# 最高裁規則

**○最高裁判所規則第二号**

民事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月二十一日

最高裁判所

民事執行規則の一部を改正する規則

民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第六十四条の二第二項に後段として次のように加える。

この場合において、給付義務者は、当該書面に押印することを要しない。

第百三十五条第二項及び第百三十八条第一項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、第三債務者は、当該書面に押印することを要しない。

第百五十条の七に次の一項を加える。

7　前項において読み替えて準用する第百四十一条第四項の報告書を執行裁判所に提出する者は、当該報告書に押印することを要しない。

第百五十条の十一第二項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、電子債権記録機関は、当該書面に押印することを要しない。

第百五十条の十四に次の一項を加える。

8　前項において読み替えて準用する第百四十一条第四項の報告書を執行裁判所に提出する者は、当該報告書に押印することを要しない。

第百九十二条に次の一項を加える。

3　法第二百八条第一項の情報の提供をする者は、同項の書面に押印することを要しない。

**附　則**

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

最高裁判所長官　大谷　直人

**○最高裁判所規則第三号**

建築関係訴訟委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月二十一日

最　高　裁　判　所

建築関係訴訟委員会規則の一部を改正する規則

建築関係訴訟委員会規則（平成十三年最高裁判所規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

五　最高裁判所の求めに応じて、建築紛争事件において専門的な知見に基づく説明をし、又は意見を述べるために必要な知識経験を有する専門委員の候補者の選定をすること。

第七条第二項中「及び第四号」を「から第五号まで」に改める。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所長官　大谷　直人

**○最高裁判所規則第四号**

土地の収用等と強制執行等との調整に関する規則及び都市再開発法による権利の変換と強制執行等との調整に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月二十一日

最　高　裁　判　所

土地の収用等と強制執行等との調整に関する規則及び都市再開発法による権利の変換と強制執行等との調整に関する規則の一部を改正する規則

（土地の収用等と強制執行等との調整に関する規則の一部改正）

**第一条**　土地の収用等と強制執行等との調整に関する規則（昭和四十二年最高裁判所規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第百三十三条第一項」を「第百三十三条第二項」に改める。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所長官　大谷　直人

**○最高裁判所規則第五号**

民事調停委員及び家事調停委員規則及び専門委員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月二十一日

最　高　裁　判　所

民事調停委員及び家事調停委員規則及び専門委員規則の一部を改正する規則

（民事調停委員及び家事調停委員規則の一部改正）

**第一条**　民事調停委員及び家事調停委員規則（昭和四十九年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

（専門委員規則の一部改正）

**第二条**　専門委員規則（平成十五年最高裁判所規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所長官　大谷　直人

**○最高裁判所規則第六号**

民事再生規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月二十一日

最　高　裁　判　所

民事再生規則の一部を改正する規則

民事再生規則（平成十二年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六十五条の二の見出し及び同条第一項中「第百三十四条の二」を「第百三十四条の四」に改める。

第六十五条の三の見出し中「第百三十四条の三」を「第百三十四条の五」に改め、同条第一項中「第百三十四条の三」を「第百三十四条の五」に、「第百三十四条の二」を「第百三十四条の四」に改め、同条第三項中「第百三十四条の三第三項」を「第百三十四条の五第三項」に改め、同条第四項中「第百三十四条の二第四項」を「第百三十四条の四第四項」に改め、同条第五項中「第百三十四条の三第四項」を「第百三十四条の五第四項」に改め、同条第六項中「第百三十四条の三第四項において準用する民事保全法第十八条」を「第百三十四条の五第四項において準用する民事保全法第十八条」に、「法第百三十四条の三第四項において準用する民事保全法第三十七条第一項」を「同項において準用する民事保全法第三十七条第一項」に改める。

第九十二条及び第九十三条中「継続）第一項」を「継続）」に改める。

第百四十四条（見出しを含む。）中「議決」を「決議」に改める。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所長官　大谷　直人

**○最高裁判所規則第七号**

金融機関等の更生手続の特例等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月二十一日

最　高　裁　判　所

金融機関等の更生手続の特例等に関する規則の一部を改正する規則

金融機関等の更生手続の特例等に関する規則（平成十五年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「証券会社」を「金融商品取引業者」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第十三条中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改める。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所長官　大谷　直人